

## 規 則

埼玉県固定資産評価審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十一月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第五十七号

埼玉県固定資産評価審議会規則の一部を改正する規則

埼玉県固定資産評価審議会規則（平成二十年埼玉県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「二年」を「三年」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。